

議事概要（第3回規制改革評価・基本ルール整備WG）

平成16年11月24日（水）15:00～15:30

永田町合同庁舎1階 第1会議室

出席者 総務省 行政評価局 政策評価官室 政策評価官 渡会 修
総括評価監視調査官 新井 誠一
政策評価審議室 課長補佐 磯崎 肇

1. 総務省からの説明

- ・規制の事前評価の推進に向けた取組について
- ・規制に関する政策評価の手法に関する調査研究（報告書概要）
- ・「諸外国における政策効果等の定量的把握の方法等に関する調査研究」の実施について

2. 意見交換（ 当会議、 総務省）

報告書について、この報告をもって研究会の作業は終了したのか。

この研究会としては終了したが、別のかたちで調査研究は継続している。

報告書概要7ページの便益・費用の分析について、厳密な費用・便益の値を算出するのが目的ではなく「規制がもたらす便益は、その費用を正当化しうる」ことを示すのが目的とあり、それはそのとおりであると思うが、研究会では一般論ではなく具体例を研究されたのか。

研究会では200事例弱を分析し、また一部については諸外国に行ってヒアリングをしたところ。

便益・費用の分析を制度化した場合、費用便益比などの数値を出すことが前提となるが、数値が出せないような場合もありうる。いちおう数値を出してもらうかたち

にするのか、あるいは出せないものは出さなくてよいとするのか。

数量化するのが望ましいが、数量化にこだわると検討が制限されるおそれがある。定性的に表現せざるを得ないものもあるので、そこはしぼりをきつくしない方向にもっていくべきではないか。アメリカの例でも、見た限りでは半分弱のものについて定量化ができていない。

実施主体はとにかく定量化できないと言い出すこともありうるのでは。

政策評価法の枠組みの基本は、各省の自己評価になっており、行政評価局は各省の出した評価結果を審査する立場にある。これまでも審査の過程で数値化に努力すべきということは言っており、実際に改善されてきている。

政策評価と規制評価とはどのように整理されているか。

政策は各省が行う意思決定であり、バラエティーに富んでいる。これを政策評価法の下で評価しているが、そのやり方は千差万別である。例えば、事業評価については、費用対効果分析などの手法を使っており、規制評価はそれに近い方法になるのではないかと考えている。

評価は大変難しい。独立行政法人の評価でも極めて抽象的なものがある。しかし、規制評価は政策評価等に比べ、数量化しやすいと思う。しかしながら、評価を行うためにはベースとなるデータが必要である。これらデータの収集やデータの信頼性確保についても並行してきちんとやっていかないとだめなのではないか。

ご指摘については、規制に限らず政策評価全般に言えること。データがない、データを取るにもコスト・労力がかかるといったところが悩みの種。なるべく事前評価の段階で、測定手法・手段をつめて事後検証につなげることが重要なポイントになる。できるところからやるしかない部分もある。Try & Error でかまわないのでやってみる、各省で事例交換をして学んでいこうという雰囲気を作りたいと考えている。

各省の感触はどうか。

なるべく完全なものを目指そうという慎重な態度になりかねないので、担当官の会議では、思ったことを率直に語り合おうということを目指しており、その雰囲気が

出始めている。

それはR I Aでも同じと考えてよいか。現在のR I A試行についてはどうか。

各省の試行が始まったばかり。各省もそれぞれ努力しつつある。法律事項については、次期通常国会に向けてR I Aが実施されることが見込まれるが、年度末を節目として各省の試行状況を把握・分析していくことを予定している。各省も、規制評価が求められている全体情勢を理解したうえで悩んでいるといった状況であるが規制改革の答申を受け止め取り組んでいるところ。

評価されたものの活かし方を検討しておいた方がよいのではないか。

完璧なものを求めず、徐々にレベルアップしていく方向に中長期的にもっていくのが大事だと思う。活かし方については、把握分析、調査研究の中で検討していきたい。

法律や制度ができてしまうと、それに拘泥しがちになる。評価を活かし政策や規制が弾力的な構造にできればよいが。

評価自体は目的ではなく手段である。自己評価が前提とのことだが、当該省庁以外の第三者が評価する仕組みが大事だと思うが。

評価した結果が意思決定にストレートに結びつくのではなく、意思決定をするうえでの重要な判断要素を出していくのが評価の役目である。例えば、法律案を各省が作るときにR I A結果を出せば国会審議で評価結果を踏まえた議論が行える。あるいは公表することによって国会議員のみならず国民からの意見も寄せられれば、さらに評価結果を踏まえた意思決定に資するのではないか。また、規制については、事前評価時に期待される効果や想定される影響について一定期間後に自己検証することが大事である。自己検証の結果、想定した事態と違う事態が起これば、そこでまた規制のあり方に関する議論が起こると考えられる。そうやって、規制評価を使った議論ができるようになることが望ましいと思う。

規制の審査という観点に立つと、各省が実施したR I Aと、それを第三者が評価したものをあわせて国会に出せれば、より望ましいと思うが。

自己評価が基本となっているのは、各省が自ら政策を見直すしくみであるというこ

と、また、各省は様々なデータを有していることが理由である。手前味噌ではないかとの議論も出てくるが、様々な段階で公表することにより外部からの反論を求め、評価過程で外部有識者に議論してもらうこと、あるいは行政評価局が審査することなど、二重三重のしかけで客観性を担保する努力をしている。ただし、外部検証の可能性をどう確保すればよいかなどについては、議論をしているところ。

各省が評価書を作ること自体は結構なことだが、違った見方もありうるのではないか。違った見方も示したうえで意思決定した方がよいのではないか。例えば、行政評価局でできるのではないか。

規制の改廃については、行政評価局以外でも規制改革・民間開放推進会議の役割や、新設審査を担っている各部局の役割もあると理解。

また、いろいろと意見交換させていただきたい。

以 上